

入札監理小委員会  
第537回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第537回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年5月22日（水）17：09～18：15

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 事業評価（案）の審議

- 書面による手続のデータエントリー業務一式（特許庁）
- 国際出願に関する書面等のデータエントリー業務一式（特許庁）
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の洗濯場・一般廃棄物管理施設の運転等に係る業務（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）

<出席者>

（委員）

浅羽副主査、中川副主査、辻専門委員

（特許庁）

審査業務部 出願課 渡邊課長

審査業務部 出願課 国際出願室 山崎室長

審査業務部 出願課 国際出願室 横田企画調査班長

審査業務部 出願課 赤津総括班長

（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）

契約部 契約調整課 佐野課長

核燃料・バックエンド研究開発部門核燃料サイクル工学研究所

環境技術開発センター 廃止措置技術部 環境保全課 野中課長

契約部 契約第2課 黒沢課長。

（事務局）

足達参事官、小原参事官

○浅羽副主査 それでは、ただいまから第537回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、「書面による手続のデータエントリー業務一式」「国際出願に関する書面等のデータエントリー業務一式」「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の洗濯場・一般廃棄物管理施設の運転等に係る業務」の実施状況及び事業の評価3件の審議を行います。

まず初めに、「書面による手続のデータエントリー業務一式」及び「国際出願に関する書面等のデータエントリー業務一式」の実施状況及び事業の評価（案）についての審議を行いたいと思います。両事業は、同じ特許庁の事業であり、共通する部分も多いと判断いたしまして、同時に審議を行いたいと思います。

それでは、特許庁審査業務部出願課 渡邊課長、国際出願室 山崎室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は2つで20分程度でお願いできればと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○渡邊課長 特許庁出願課の渡邊と申します。本日はよろしく願いいたします。

では、早速でございますけれども、「書面による手続のデータエントリー業務」につきまして、民間競争入札事業を導入いたしまして、その実施状況についてご説明申し上げます。

まず、特許庁では審査、事務処理の効率化、特許情報の提供サービスの充実を目指しまして、電子化・システム化を進めてまいりました。よって、申請者の手続、例えば特許の出願ですとか、その手続に係る補正といったものにつきましても、電子的に手続を行うことが可能となっております。これにつきましては1ポツのところでございますけれども、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律ということで、特例法というところで、こちらで法律的には担保されております。

そういう中で、特許・実用新案・意匠につきましては、電子化率が90%の後半、ほとんど98、99%ぐらいまでできております。商標に関しては、今85%ぐらい電子化が進んでいるところでございます。依然として書面により手続をされる方がいるということでございますので、こういった手続に関しまして、特許庁としましては書面の情報を全て電子化して、電子ファイルにおさめるという業務をしているところでございます。

書面により手続をしていただいたときに必要となる電子化業務につきましては、一定の専門的技術、知識、設備が必要となりますし、業務に関しましては定型的、機械的なものですので、外部の機関を活用して事業を行っております。

本事業につきましては、まず国内の特許・実用新案、意匠・商標に係る手続が書面で行われた場合に、特許庁が定めております電子化規準書がございますので、それに基づいて

電子化していただくという業務となっております。

契約期間ですけれども、期間は平成28年4月から令和3年3月までの5年間の事業となっております。最初の28年度につきましては、事業実施までの準備期間としておりまして、実際の事業につきましては29年度以降の4年間で事業を実施しております。

実施事業につきましては、一般財団法人工業所有権電子情報化センターで事業をしていただいております。

次のページの事業者決定の経緯でございますけれども、市場化前は特許・実用新案・意匠・商標合わせて国内書面として一つの契約としておりましたが、市場化テストの導入に当たりまして、業者の参入を促すために特許・実用新案と意匠・商標と契約は2本に分けてございます。

特許・実用新案の決定経緯でございますけれども、総合評価落札方式による入札を行ったところ、入札説明会には11者に参加いただきました。そのうち2者に応札いただいたところでございます。しかしながら、提案の内容を技術審査委員会で審査した結果、1者につきましては基礎点を満たさないということで失格となっております。基準を満たした業者において入札をした結果、その業者が落札者ということで決定してございます。

意匠・商標も、こちらと同じく手続をしたところ、応札者は1者ということになっておりまして、この1者が基準を満たしておりますので、入札をしたところ、その事業者が落札者、先ほど申したところになっているところでございます。

今回の調査期間でございますけれども、29年と30年の2年間についての実績でご説明したいと思います。

それでは、次のⅡの確保されるべき質の達成状況というところでございますけれども、まずデータ精度につきましては、申請書類の電子化誤り率というのを設けており、これが先ほど申し上げました電子化規準書で決められておりますが、これを10のマイナス6乗程度ということで定めております。

実施状況でございますけれども、右の欄ですが、特許・実用新案につきましては、29年度、30年度とそれぞれ11万5,000件強、それから10万9,000件ということで、30年度は若干減っている状況でございます。意匠・商標につきましては、29年度は16万1,000件、30年度は16万2,000件と、やや微増という状況でございます。

これらに対する誤り率でございますけれども、特許・実用新案につきましては、29年

度はこの当該件数につきまして4文字エラーが発見されております。30年度につきましては1文字発見されております。意匠・商標につきましても、29年度は11文字、30年度は5文字ということで、誤り率10のマイナス6乗というのはクリアしていると当方では考えております。

それから、担当者におきましても、定期的にサンプルチェックなどしまして、データ精度が確保されていることを確認しております。

納入スケジュールですけれども、特許庁の入り口業務である電子化業務は、これが遅延することは特許庁全体の業務遅延につながるため、定められた納入スケジュールを遵守するということを決めておりますけれども、内容としましては納入スケジュールどおりに遵守されていることを確認してございます。

次のページになりますが、3番の秘密を適正に取り扱うために必要な措置ということで、事業を実施する上で知り得た個人情報ですとか機密情報の取り扱いについては、請負事業者は必要な措置を講じて、情報漏えいを発生させないようにするというので、機密情報といいますのは、特許などの未公開情報が含まれております。この未公開情報の漏えいは出願人に多大な損害を生じさせかねないということで、非常に厳密に取り扱っているところでございます。

実施状況としましては、事業者のほうではISO27001認証を29年1月に取得しております。具体的には、セキュリティ対策としましては、指静脈認証の利用による本人以外のなりすましの防止、内部情報の移動操作を操作ログで管理、リムーバルメディアへのコピーの制限ということで持ち出しの制御を行い、情報漏えいについての抑止をしてございます。

特許庁におきましても、平成30年9月に現地を訪問しまして、確認等を行っているという状況でございます。

次のページ、Ⅲの実施経費の状況及び評価でございますけれども、1番の実施に要した経費というところで、まず特許・実用新案は、先ほどの納品件数に対しまして金額は3億9,637万円で、30年度につきましては3億8,454万4,000円ということできております。

経費の削減状況でございますけれども、契約自体は変動費と固定費でつくられてございます。変動費につきましては、納品件数と書類ごとに複数の単価が決められておりますので、その掛け算になってございます。書類は約14種類ほどですので、それぞれの単価が決ま

っております。固定費のほうは物件費、機材費、什器備品で、物件費は建物借料、機材費はシステム関係経費で成り立っております。

これも先ほどの件数で、毎年度納品件数が変動するために、市場化テスト前と後の経費を単純比較はできませんので、調達仕様書に記載されている発注予定件数等から相当経費を算出して、以下のように計算しております。

まずは民間競争入札前の経費でございますけれども、括弧書きで単年度と書いていますが、これは28年度の実績でございます。これが3億6,843万9,000円ですので、これを2倍しまして7億3,687万8,000円とさせていただきます。それから、入札後の経費ということで、29年度、30年度で、こちらの単年度の経費につきましては、4年実施事業でございますので、4年分の経費の4分の1ということで単年度分を算出してございます。それが3億6,716万4,000円で、それを2倍しまして7億3,432万8,000円ということで、その差でございますけれども、2年間で255万円、単年度で127万5,000円経費が削減されていると算出してございます。

意匠・商標につきましても同様ですけれども、変動費と固定費というところでは、そこも変わりはありません。

一番下になりますけれども、それぞれの入札前の経費、入札後の経費というところで、数字が3億7,600万円と3億2,300万円と出ておりますけれども、次のページで、2年間で5,293万4,000円、単年度で2,646万7,000円の経費の削減がされていると算出してございます。

国内書面全体では、特許・実用新案・意匠・商標、先ほどの2つを合わせますと、その下に書いてございますけれども、2年間で5,548万4,000円、単年度で2,774万2,000円という経費削減が図られていると算出してございます。

あと、ヒアリング結果でございますけれども、入札説明会の参加事業者にヒアリングを行っております。11者ほど参加していたわけでございますけれども、そこでの意見としましては、専門的知識を有する事業内容であり、対応が難しいという意見があったのと、あと海外拠点でデータエントリー業務を行っているので、入札条件に合わないといった意見がございました。また、準備期間については長い、短いと、それぞれ賛否両論意見がありましたので、次期調達にはそこについても検討したいと思っております。

評価のまとめというところですが、29年度、30年度において、確保されるべき質として設定した目標については達成しておりますので、事業が確実に実施されている

と評価しております。また、経費削減においても、特許・実用新案及び意匠・商標あわせて単年度で2,774万2,000円の削減が図られていると算出できておりますので、効率的な業務運営がされていると評価させていただきます。

今後についてでございますけれども、全体を通した実施状況は以下のとおりでございます。実施期間中に事業者が業務改善指示を受けることや、業務に係る法令違反等を行った実績はございません。対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標、これも十分達成してございます。経費削減においても、先ほどの特許・実用新案・意匠・商標あわせて単年度あたり削減が図られていると算出できておりますので、効果的な業務運営がなされていると評価しております。

最後でございますけれども、前述のとおり、民間競争入札の1期目に当たりまして、本事業は良好に実施されていると考えておりますけれども、さきの調達に際しまして必須基準を満たした者が1者であったことを踏まえますと、競争性の確保の点では十分とは言えない結果だったかと思っております。よって今後につきましては、入札スケジュールの見直しとしまして入札公告期間の延長ですとか、ヒアリング結果を踏まえまして、登録情報処理機関の準備期間についての検討、民間競争入札実施要項の記載の見直し、もうちょっと解り易くするということを踏まえて、今後また引き続き、民間競争入札による事業を実施させていただきたいと考えております。

まず、国内分については以上でございます。

○山崎室長 引き続きまして、国際出願室の山崎でございます。どうぞよろしくお願いたします。

では、お手元の資料2をごらんください。「国際出願に関する書面等のデータエントリー業務（受理官庁）及び（指定官庁）」についてご説明申し上げます。

なお、お時間の関係もあり、今、渡邊課長と知財というところで同様事業でございますので、同じような部分については割愛させていただきますことを、どうぞあらかじめご了承ください。

それでは、中身にまいります。1ポツから3ポツについては渡邊課長の説明と同旨でございますので、省略をさせていただきます。

4ポツの経緯でございますけれども、国際出願に関する業務につきましては、入札は1者のみでございました。また、審査委員会等を経てその1者が基準を満たしたので、合格という経緯でございます。

2 ページ目にまいります。Ⅱの確保されるべき室の達成状況のうち、実施状況につきまして、こちらは（１）受理官庁、（２）指定官庁の納入件数とも増加傾向にございます。

誤り率につきまして、真ん中より下のところにありますけれども、受理官庁についてはゼロ文字、指定官庁については30年度に1文字という形で、非常に品質がよく管理され、事業が執行されているという状況でございます。

納入スケジュールにつきましても、これは2ページから3ページにまたがるところでございますが、真ん中辺に日付を入れさせていただいておりますけれども、（１）受理官庁、（２）指定官庁ともこの日数をきちっと遵守していただいて納入等がなされていて、特段大きな問題は発生していない状況でございます。

3ポツの秘密を適正に取り扱うために必要な措置につきましては、渡邊課長がご説明したとおりの内容と同旨でございますので、省略させていただきます。

5 ページ目にまいります。Ⅲ、実施経費の状況及び評価でございますけれども、経費削減状況は国内のほうと違うところで、固定費を少し特出しして記載させていただきました。

まず真ん中の数字、民間競争入札前の経費等2つあるのですけれども、これは全体の総額をあらわしている数字でございます。2億7,762万円ということですが、約2億8,000万円、単年度に直しますと1億4,000万円、これが入札前、市場化前の状況でございました。それが市場化後、総価でございますけれども、約2億5,000万円、単年度にそれを直しますと1億2,000万円ということで、2年全体で約3,000万円の削減効果があらわれ、単年度ですと1,500万円ということになります。

5ページの「なお、固定費を」以降のところ、固定費のところだけ内数的に記載させていただきましたが、市場化前につきましては約1億3,000万円、単年度6,000万円ぐらいかかっていたところ、市場化後では約1億円、単年度5,000万円ということで、2年全体で約2,600万円程度の削減効果が発現した次第でございます。

6ページ目、これは指定官庁の数字でございます。削減状況でございますけれども、受理官庁と同じたてつけになってございますけれども、真ん中には全体総価に関すること、なお書き以降には固定費に関することということで、数字のところの削減効果のみ、2年間全体で約6,800万円程度の削減がなされ、単年度に直しますと、3,400万円ということで効果が発現しました。その内数として、固定費の部分でございますが、2年全体で約9,400万円、単年度で4,700万円程度の削減効果が発現している状況でございます。

ヒアリング結果につきましては、国内、国際とあわせてヒアリングを行って、渡邊課長説明と同旨でございますので、省略をさせていただきます。

評価のまとめ、今後についてというところも同様課題を国内と重複しておりますので、渡邊課長のご説明どおり、改善措置を今後も真摯に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○浅羽副主査 どうもありがとうございました。

続きまして、両事業の評価（案）につきまして、総務省より説明をお願いします。なお、説明は10分程度をお願いします。

○事務局 お手元の資料A-1をごらんください。1の業務概要につきましては、実施官庁からご説明がございましたので、割愛させていただきます。

2ページ目、評価でございます。まず、結論のほうから、概要として述べさせていただきます。「市場化テストを継続することが適当であり、競争性を確保するという点において課題が認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要である」という形にさせていただいております。

2の検討についてでございます。評価方法につきましては、対象の確保すべき質の達成状況と金額のところから検討を加えさせていただきました。確保すべき質の達成状況につきましては、今、実施官庁からお話ございましたとおり、全て質は確保されていると判断できると考えており、ここは割愛させていただければと思っております。

続きまして、4ページ目をごらんいただければと思います。実施経費の評価についてでございます。こちらは3つに分けて検討させていただきました。単価による評価、固定費による評価、そして納品予定数により算出した評価総額というものをもとにした評価という形でございます。

まず、①単価による評価でございます。こちらは特許・実用新案で21.9%の削減、意匠・商標で56.5%の削減があったと認められまして、コストの削減の効果が出ていると考えております。

続きまして、②固定費による評価でございます。固定費においても、同じように特許・実用新案で9.3%の削減、意匠・商標で2.0%の削減効果が認められるという状況になっております。

続きまして、5ページ目、総額の評価でございます。本事業は、出来高払いのため、単純に総額で比較することは妥当ではないと考えまして、実施要項に記載されておりました

納入予定件数をもとに算出をいたしました。特許・実用新案の評価総額においては、255万円の削減、0.3%の削減が認められております。意匠・商標のほうでも2年間で5,293万円、14%削減されており、全体としても5.0%の削減が認められるという形で分析をさせていただいております。

以上から、「(5) 評価のまとめ」にてまとめさせていただいております。経費の効果につきましては、単価において削減も認められているという状況でございます。また総価額についても削減が認められたという形としました。

業務の実施に当たり確保すべき目標のところも、「法令に定めのある業務であることから厳しく設定されているものの、目標水準を達成していることは評価できる」といたしました。

「今後の方針」でございます。「競争性の確保において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価するのは困難ではないかと考えております。そのため、次期事業においては、入札参加可能事業者へのヒアリングを実施する等、競争性の改善について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものとする」という形でまとめさせていただきました。

以上が「書面による手続きのデータエントリー業務」の評価（案）でございます。

続きまして、「国際出願に関する書面等のデータエントリー」の評価（案）のご説明をさせていただきます。資料B-1をごらんいただければと思います。

1の事業の概要につきましても、既に実施官庁からご説明がありましたので、こちらは割愛させていただきます。

2ページ目の評価のほうでございます。まず、概要ということで結論的なところを述べさせていただきます。国内と同じように「市場化テストを継続することが適当であり、競争性の確保において課題が認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要である」という形でまとめさせていただきました。

評価の方法につきましては、先ほどの国内と同じように、確保すべき質の達成状況、コストの面から2つに分けて分析をさせていただきました。確保すべき質の達成状況につきましては、既に実施官庁からもご説明がありましたので、割愛させていただければと思っておりますけれども、全て質は確保されているというふうに私どものほうでは判断いたしました。

続きまして、3ページが一番下の実施経費及び評価についてご説明をさせていただきたいと思っております。これも国内と同じように3ページ目以降、単価、固定費、評価総額という形で評価をさせていただきました。

では、単価のほうからご説明させていただきたいと思えます。4ページ目をごらんください。単価による評価では、増減を見させていただきました。受理官庁、指定官庁ともに若干の増加が認められるような状況になっております。受理官庁で2.7%の増加、指定官庁で5.7%の増加があったという状況になっております。

次に、②固定費による評価でございます。固定費につきましては、受理官庁で20.6%、指定官庁で31.8%の削減効果が認められておりまして、市場化の効果が出ているというふうに私どもでは考えております。

続きまして、5ページ目の③総額の評価のところでございます。基本的には、これも同じように出来高払いということでもございましたので、実施要項の納品予定数をもとに、条件を同じにした形で比較を行わせていただきました。受理官庁の評価総額では2,944万円(10.6%)の減額、指定官庁のほうでも2年間で6,881万円(12.4%)の減額という形になっておりまして、全体として11.8%の削減効果が認められているというふうに判断いたしております。

これらの状況を踏まえまして、「(5) 評価のまとめ」でございます。経費削減効果については、単価において受理官庁1,260円(2.7%)、指定官庁で1,677円(5.7%)の上昇が認められております。国内のほうでは単価の削減が認められているという状況でございますので、本業務で増加した原因の調査が今後必要だと考えております。ただ、固定費、評価総額において一定の削減効果があったものと考えております。

業務の中で確保されるべき達成目標として設定された質については、「法令に定めのある業務であることから厳しく設定されているものの、目標水準を達成していることは評価できる」ということでまとめさせていただきました。

続きまして、6ページ、今後の方針でございます。「競争性の確保において課題が認められるような状況でございますので、本事業においては良好な実施結果を得られたと評価することは困難」と考えました。そのため、「次期事業において入札参加可能事業者へのヒアリングを実施するなど、競争性の改善に向けて検討を加えた上、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものとする」という形でまとめさせていただいて

おります。

以上でございます。

○浅羽副主査 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価（案）につきまして、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いします。じゃ、辻委員、お願いいたします。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございました。資料1でございます。これの最後のページ、おそらく9ページ目ぐらいだと思いますが、最後のページの下から3行目に「登録情報処理機関としての登録」という文字列がございますけれども、この「登録情報処理機関としての登録」という部分について、ちょっと解説をいただけますでしょうか。

○渡邊課長 このデータエントリー業務の実施に当たりまして、従前は指定制度というところで、法律である程度実施先は決まっておりました。これを平成16年になりますけれども、登録制度に変えておりまして、登録すればデータエントリー業務ができるということになっております。

その条件につきましては、冒頭申し上げました特例法というところで一応基準が決まっております。それをクリアした場合には登録機関として登録されるということになっております。この事業におきましては、今のところ先ほどご説明した受注事業者だけしかなくなっておりませんが、それ以外についても登録できるように、契約段階では登録していなくてもいいのですけれども、その準備期間として1年間与えることによって、登録していただくということで考えております。登録制度というか、全体の概要としては以上でございます。

○辻専門委員 ありがとうございます。入札応札者が1者だけというのは、まさに登録をしている方がこの会社しかなかったからとお見受けするのですが、登録の要件はかなり厳しいものが要件として要求されているのでしょうか。

○渡邊課長 要件としましては、まず事業を実施するためのコンピューター、ソフトを用意するということと、あとは会社の要件として子会社ではないということと、役員の比率を他社が半分以上占めないとか、そういう条件だけでございます。

○辻専門委員 その要件を充足できるような会社というのは、どれぐらい見積もられているのでしょうか。

○渡邊課長 正直、データエントリーをされている会社は多数ございますので、要件を充

足する会社は多くいると思います。具体的な数字は言えませんけれども。

○辻専門委員 じゃ、必要とされるソフトウェアというのは、既にデータエントリーをなさっている会社が実在するようですので、既にお持ちなのでしょうか、皆さん。

○渡邊課長 それについてはお持ちになっているところもありますし、なければ準備期間の間に用意していただくというたてつけになっております。

○辻専門委員 そうすると、登録はそれほど参入障壁にならないのかなとも今思いつつあるのですけれども、なぜ1者しか登録をしていないかという分析は今どのようにされているのでしょうか。

○渡邊課長 正直そこまで詳細な分析はしておりませんが、従前やっておられるところがございますので、そこと対抗できるかとか、その前までは少なくとも単年度で契約しておりましたので、コストの回収というのは見込めませんので、登録されてなかったと思えますけれども、今回の市場化で複数年契約が可能ということになりましたので、今後増えていく可能性はあるのではないかと考えております。

○辻専門委員 なるほど。わかりました。

○浅羽副主査 中川委員、お願いします。

○中川副主査 ご説明ありがとうございました。今の件に関連してなんですけれども、資料1の6ページ目の⑥に請負事業者は情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)を構築し、認証機関による認証を取得していなければならないと。これは多分、必要な条件として設けられているものですね。

○渡邊課長 はい。

○中川副主査 これはISO27000にかかわる資格ということでしょうか。

○渡邊課長 はい、そうでございます。

○中川副主査 そのための準備期間として1年間、この1年間が私は長いか短いかという判断はつかないのですけれども、もし逆にこれが一番大きな障壁だったとする場合、もし準備期間が1年以上かかるということが想定されると、現契約が終わるのが2年後ですよな。

○渡邊課長 はい、そうです。

○中川副主査 そうすると、1年以上かかるということが想定される場合には、次の入札の実施要項について早々に始めなければいけないのかなと思ったのですけれども、その点に関してはいかがですか。

○渡邊課長 正直、私どももどれくらいの期間が必要なのかというのは、我々が資格をとる立場でもないのだからわからないのですけれども、5ページ目にございます、現行事業者がISOを29年1月に取得してございますので、この契約自体、28年4月からということございますから、約10カ月程度でとれているのかなと判断しますと、1年あればとれるのではないかと思います。

○中川副主査 なるほど。ほかにこれを持っていらっしゃる業者さんというのは、かなりありそうなのではないでしょうか。

○山崎室長 はい、あります。今、セキュリティは先生方ご承知のとおり、非常に厳しい時代背景を経て、ISMSの27000というのは公的資格というのですか、色々な場面でアピールできる資格であることから、経営側も非常に重要視していると聞いており、この資格取得が負担になっていると我々は考えておらず、これが一般的になっているという認識を持っています。ハードルにはなっていないというのが当方の認識ございます。

○中川副主査 説明会に参加された11者は皆さん持っていらっしゃる。

○山崎室長 その時点でこの基準を持っているかどうかのヒアリングはしておりませんでした。市場化導入時の話になりますけれども、我々が開示した既存事業者の情報が、新規参入を希望する事業者に対して充分であるかどうか重要な観点であったため、その観点を中心に私自身が直接ヒアリングしましたが、その際ISMS保有に関する質問まではしてないところございます。

○中川副主査 なるほど。準備期間に関しては再度レビューが必要かなと。それによって次の実施要項に影響が出ると思うので、ご検討いただければと思います。

あともう1点ですけれども、こういうデータエントリー業務というのは、もともとは都市部から地方へいって、今はもう海外というのが、コスト削減の上から結構トレンドになってきていると思うのですけれども、この業務に関して海外でもエントリーというのは難しいのでしょうか。

○山崎室長 まず特許とか、国際出願もそうなのですから、企業の最先端技術、IoTとか、自動運転技術とか、光学技術とか、日本の技術分野の強いところですから、これらを例えばですけれども、海外へ持ち出し打っていますと言ったときに問題ではないかと。この点は市場化を始めるときの委員会でも委員の先生方から十分慎重たるべきであるとご指摘をいただいたところです。

逆にここを厳しくしないと、日本の国益を失するおそれが否定できないということで、

そのご意見を踏まえまして、再委託条項というのを契約上設けなければいけないのですが、再委託にあたっては機密性が最も高い未公開出願、それを見れば、どういう技術か、どのように実施すれば実現するかまでわかるような書類は再委託を禁止するとともに、事業で取り扱う全書類の国外への持ち出しも同時に禁止させていただいた次第です。セキュリティについては、ちょっと一般的と言うと語弊があるかもしれませんが、一般的書類よりは格段に高いセキュリティ担保を、情報漏えいや盗用がないように万全を期した次第です。

○中川副主査 わかりました。ありがとうございます。

○浅羽副主査 ご説明ありがとうございます。私からも少し教えていただきたいのですが、先ほど準備期間の話で、1年間について賛否両論あるというおっしゃり方をしていたのですが、賛成のほうは一定の期間が欲しいということで何となく理解はできるのですが、否のほうの意見はどちらなのでしょう。もっと長くというのか、それともこんなもの要らないという方向なのでしょう。

○渡邊課長 もうちょっと短くてもよいという状況かと思います。先ほどのISOをとっているところもあると思いますし、もう既に似たような事業をしているところがあれば、それほどの期間は要らないという意味でおっしゃっているのだと思います。

○浅羽副主査 それに関して、新規の事業者さんが、1年は必要なかったとしても、一定の準備期間を経てということなのですが、実際に業務にかかる以外のコストが発生する可能性というのはあるのでしょうか。

もちろん先ほどの資格の中で、もともと持っているということを前提にということになるのですが、持っている場合と持っていない場合では当然かかるコストは違うと思いますけれども、持っていることを前提にしたら、例えば登録情報処理機関としての登録というのは新規の場合は必ず必要だと思うのですが、そこに登録料が必要とか、そこに人的コストがかなりかかるとか、そういうことは何かあるのでしょうか。

○渡邊課長 まず、単純に登録料という意味では、最初の登録でたしか9万円という登録料をいただいておりますので、それは別途かかりますけれども、それ以外のシステム開発ですとか人件費というものについては、それから先の4年間で払っていく単価設定にさせていただければ、そこで回収していただければいいと思っております。今は回答になっておりますでしょうか。

○浅羽副主査 そうすると、費用面でそれほど負担が大きいというわけではないという理

解でよろしいでしょうか、今のお話につきまして。要するにそこがすごいハードルになっているかという、質の面じゃなくてコストの面で。

○山崎室長 市場化導入のときに初期投資の回収のリスクが非常に高いというのは、委員の先生方からもご指摘いただきましたし、事業者アンケートでも登録情報処理機関になるためにはプログラムを有していなければならず、それをつくらなければいけない、または自社が持っているソフトウェアを改造して、特許庁のデータが打てるようにしなければいけない。このための初期投資がかかることも確認しました。ただ、単年度事業としてやるとそれを回収するため、費用が高くなり、先行している事業者様のほうが有利になることから、複数年度事業に切りかえをさせていただいて、初期投資のリスクを低減化し、4年かけて回収できるような仕組みを講じた次第でございます。

それが参入障壁になっていたというのは、事業者アンケートを当時させていただいて、明確になっておりました。また分割の単位とか、ちょっと議論から外れますけれども、併せて検討させていただいて、今の形に落ち着いた経緯がございます。

○浅羽副主査 どうもありがとうございます。

○辻専門委員 1点だけ済みません。先ほどおっしゃっていた日本の国益を非常に左右しかねない重要な業務だと理解しております。

それで1点だけ気になったのは、例えば守秘義務を担保するためにおそらく刑事罰が定められているかと思ひまして、公サ法では多分、刑事罰1年以下の懲役ぐらいだったと思うのですがけれども、特例法ではどういう刑罰が設けられたのでしょうか。

○山崎室長 特例法では、1年以下懲役と50万円罰金です。これは事業者及び役員のほうにもかかっていたと思います。済みません。今、条文をそらんじられないのですけれども、その規定は確かにございます。

○辻専門委員 ですと、ほんとうに国益にかかわる問題でございますし、想定される金額も何十億円、何百億円となるかと思われまます。そうすると、これもちょっと立法の話になってしまうのですがけれども、現状の罰則、罰金等で十分安全が担保できるかという観点からも少し検討いただければと思ひました。

以上です。

○浅羽副主査 あと、済みません。非常に瑣末なことになってしまうかもしれないのですが、最後に1つ教えていただきたいのですが、おそらく問題はないと思ひのですが、電子化の誤りのところの字数ですが、非常に少ない字数だなと理解しているのですけ

れども、この字数に関しては実際にどういうふうカウントされたのでしょうか。1字とか4字なんていうのがあるのですけれども、サンプル調査はしているというのは伺っているのですが、サンプル調査で出た間違いのところから理論値として出しているものなのか、それともどこから指摘されたものの字数なのか。

○渡邊課長 実際に庁内で発見された件数ですので、それによって実際に直していただいておりますので、その件数をここに挙げさせていただいております。でき上がった書類につきましては担当も見ますけれども、それぞれの工程において庁内でいろんな部署の担当者が見ますので、そういったところで発見されることが多いのですけれども、そのまさに実数になってございます。

○浅羽副主査 ありがとうございます。よろしいですか。

どうもありがとうございました。時間となりましたので、「書面による手続のデータエントリー業務一式」「国際出願に関する書面等のデータエントリー業務一式」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 ございません。

○浅羽副主査 それでは、本日の審議を踏まえまして、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。

本日はどうもご足労いただきましてありがとうございました。

(特許庁退室)

(日本原子力研究開発機構入室)

○浅羽副主査 それでは、続きまして、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の洗濯場・一般廃棄物管理施設の運転等に係る業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況につきまして、日本原子力研究開発機構燃料・バックエンド研究開発部門核燃料サイクル工学研究所環境技術開発センター廃止措置技術部環境保全課 野中課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○野中課長 環境保全課の野中と申します。

それでは、民間競争入札実施事業の洗濯場・一般廃棄物管理施設の運転等に係る業務請負の実施状況について説明をいたします。10分ということなので、少し要点を絞ってご

説明をいたします。

まず1番、事業の概要でございます。原子力機構の洗濯場・一般廃棄物管理施設の運転等に係る業務請負について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づきまして、平成26年度から公共サービス改革基本方針に従いまして競争入札を実施しておりまして、現在実施している事業は2期目でございます。

A3の横の資料C-4で経緯を簡単に説明いたします。こちらが契約状況の推移を示しておりまして、一番上に年度を記載しております。24年度から25年度とありまして、本業務につきましては24年度から開始をしておりまして、24年度、25年度は単年度契約になっております。26年度からは3年契約を行いまして、この契約から民間競争入札実施事業の対象となっておりまして、これが1期目。これにつきましては平成28年の小委員会におきまして、1期目の実施状況の確認と評価をいただきましたが、次期事業の今回、2期目も引き続き民間競争入札を実施することが適切と判断されまして、29年度から2期目を実施しているものでございます。

本文のほうに戻っていただきまして、1ページ目(1)業務内容に入ります。本業務ですが、放射線管理区域で使用した作業用衣類の洗濯作業、研究所から発生する一般廃棄物・産業廃棄物の保管管理及び処理に関する業務を行っております。管理区域といいますのは施設の中で放射性物質を扱う区域になっておりまして、放射線の取り扱い、管理に特に注意している区域となっております。

契約期間ですが、平成29年度からの3年間、3年度となっております。

請負業者は株式会社アセンド、実施状況の評価期間ですが、29年度と30年度の2年間で評価をしております。今回の契約金額につきましては、5,549万4,000円となっております。

(6)契約相手方決定の経緯ですが、本事業に係る落札者の決定は最低価格落札方式により実施しておりまして、入札には2者が参加しました。最終的には最低価格落札方式により予定価格の範囲内で最低価格を提示した株式会社アセンドを落札者として決定しております。

2ページに移ります。2番、確保されるべきサービスの質の達成状況です。確保されるべき対象公共サービスの質として設定されました「業務の内容」、あと研究所の規定類であります、「保安規則及び放射線管理基準等の逸脱件数」「産業廃棄物管理票の管理上の逸脱件数」「作業依頼元からの重大なクレームの件数」及び「利用者の満足度調査」につつま

しては、以下の表のとおりですが、いずれも逸脱件数やクレーム件数はゼロ件でありまして、いずれの指標等についてもサービスの質は設定どおり確保されております。

表の説明は割愛しますが、3ページ目の真ん中に利用者の利用満足度調査だけ説明をいたします。こちら利用者に満足度のアンケートをとっておりまして、右側に結果を書いておりますが、平成29年度が96点、30年度が95点ということで、いずれも基準スコア75点を大きく上回っておりまして、サービスの質は確保されております。こちらのアンケートにつきましては、4ページに表1、表2で詳細が記載されていますが、割愛させていただきます。

続きまして、5ページ、3、実施経費の状況及び評価です。まず、実施経費ですが、先ほど説明しましたが、今回の経費が5,549万4,000円。今回の契約は3人の業務請負になっておりますので、1人当たりが1,849万8,000円となっています。この1人当たりの経費と前回、あと導入前の経費と比較をしたものが(3)の評価になります。

導入前、これは平成25年度になりますが、導入前と比較しまして年間で35万8,800円(マイナス1.9%)また1期目、前回と比較しても年間1万8,000円(マイナス0.1%)の節減効果がありました。

続きまして、4番、民間事業者からの改善提案による改善実施事項等です。民間事業者は下記のような改善項目を提案・実施することによりまして、安全確保のための作業リスク低減及び業務の効率化に努めております。ここには4件ほど記載しております。

概要ですけれども、作業者のヘルメット着用の徹底と緩衝材と表示の設置によりましてリスクの評価を下げております。そのほか設備の腐食対策、6ページへいきまして一般産業廃棄物関係では専用のスロープを用いて重量物運搬時の災害の未然防止、そのほか透明袋への周知関係を行っております。

続きまして、5番、全体的な評価です。本2期目の業務につきましては、所内の規定類からの逸脱や、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物管理票の管理上の逸脱等の重大な事故やトラブルは発生していないことから、設定したサービスの質は確保できたものと評価しております。

2つ目、本業務につきましてはアンケートによる利用満足度調査を行いまして、全ての項目において基準スコアの75点を上回る結果となっております。その他、事業者からは対応が迅速かつ丁寧で、非常に感謝している等の感謝の回答を多くいただいております、利用者から高い評価を得ております。

3つ目、以上のように実施要項において設定したサービスの質は確保されておりまして、本業務を受注者の裁量と責任において実施し、業務を完了するという目的は達成しているものと評価しております。

最後の6番、今後の事業です。1つ目、本事業の市場化テストは2期目でありまして、事業全体を通した実施状況は以下のとおりです。

①実施期間中に民間事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務に係る法令違反行為等を行った事案はありませんでした。7ページ、②原子力機構には、監事及び外部有識者で構成された「契約監視委員会」が設置されておりまして、この取り組みの中で実施状況報告のチェックを受ける体制が整っております。③本事業入札においては、新たに応札した事業者を含めまして2者からの応札がありまして、競争性は確保されておりました。④対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成しております。⑤市場化テスト導入前と比較しまして、人件費高騰など外部要因がある中で、年間で約36万円の経費削減効果がありました。

(2) 上述のとおり、全体において良好な実施結果を得られていることから、次期事業においては「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づきまして市場化テストを終了し、当機構の責任において実施したいと考えます。

(3) なお、市場化テスト終了後におきましても、これまで民間競争入札等監視委員会における審議を通じて厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、評価委員会等第三者チェック機能を維持しまして、引き続き法の趣旨に基づき公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしております。

簡単ですが、以上です。

○浅羽副主査 どうもありがとうございました。

それでは、本件につきまして、総務省より評価（案）をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、事務局より評価（案）につきまして、資料C-1に基づきご説明いたします。

こちらの資料の1でございます事業の概要等につきましては、先ほど日本原子力研究開発機構様よりご説明がありましたので、改めての説明は割愛いたします。

IIの評価について以降をご説明いたします。結論から申し上げますと、市場化テストの終了プロセスへの移行が妥当と考えております。以下、その根拠について申し上げます。

まず、実施内容に関する評価でございますけれども、今回この資料の2ページ目でございますとおり、確保されるべき質について、設定された基準については全て満たされており、全て適切に履行されていると考えてございます。

続きまして、(3)の実施経費につきまして、これは市場化テスト導入前にかかった経費と比べて約1.9%削減されているということでございまして、これについても効果があったものと考えております。

続きまして、(5)でございますけれども、評価のまとめの部分に移りたいと思います。これは確保されるべきサービスの質について、全ての目標を達成しているという点につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

また、業務を受託している民間事業者からの提案により、洗濯作業場における緩衝材の設置、あるいは設備の腐食防止塗装などが行われ、作業の安全及び効率化がさらに図られたということで、プラスの面が生じているということでございます。

また、実施経費の面から見ますと、昨今の人件費の上昇の傾向にありながらも実施したことによって、約1.9%の減額となっておりますので、業務の効率性かつ経費の削減が図られたという評価になるものと考えてございます。

応札者数につきましては、新規の応札者を含めて2者が応札している、説明会には4者が参加しているという面を踏まえれば、競争性が一定程度担保されているものと考えてよいと思っております。

最後、(6)今後の方針についてでございますけれども、本事業につきましては今期が市場化テスト事業の第2期目でございます。機構につきましては、平成26年3月19日に官民競争入札等監理委員会で定められました「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」の基準を満たしているとして、終了プロセスへの移行を示しているところでございます。この点につきましては、指針で定められた基準である5点にそれぞれ当てはめると、まず事業実施期間中に業務改善指示や法令違反はなかった、及び実施府省等において実施状況を外部の有識者がチェックする仕組みを定めているという2点につきましては満たしております。

また、そのほかの競争性の確保、達成目標の達成及び経費削減の実現の3点につきましても、先ほどご説明申し上げたとおり、いずれも満たしていると考えてございます。

その他事業実施期間における機構等実施事業者の責任を踏まえ、市場化テスト終了プロセスへの移行につきましても、事務局としても異存ないものと考えております。

なお、終了後につきましても引き続き、機構に対してはこれまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じまして厳しくチェックされてまいりました公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、みずから公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めることといたします。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○浅羽副主査 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）につきまして、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いします。辻委員、お願いします。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございました。資料3の6ページ目でございます。この真ん中あたりにアンケートのお話がございます。念のためでございますけれども、このアンケートのとり方についてちょっと知りたいと思っております、このアンケートというのは実施府省さんが作成なさったアンケートを実施府省みずからお配りになって、実施府省みずから回収なさったのか、それともアンケートの配付と集計等は民間受託者をお願いしたのか、そのあたりいかがでしょうか。

○野中課長 配付・回収は我々が行っております。

○辻専門委員 実施府省が行った。

○野中課長 実施府省が行っております。

○辻専門委員 わかりました。ありがとうございます。

それから、競争性の観点からのご質問でございますけれども、従前入札なさっていた会社があったと思います。その会社さんが今回は入札なさらなかったようなのですが、これは何か事情はご存じでしょうか。

○野中課長 直接確認はしておりませんが、所内の他業務もその検査会社なのですが、結構請負をやっております、おそらく人員が足りないのではないかとおられます。所内で今、建物の廃止措置関係が動いております、そちらのほうに人がかなりとられているという情報は聞いておりますので、おそらく人が出せないのではないかと感じています。

○辻専門委員 なるほど。それから、今回の業務では、幾つか資格を要求していらっしゃると思います。酸素欠乏・硫化水素とか電気取扱技能業務とございます。このあたりの免許を持った従業員を抱えていらっしゃる会社というのは、おそらく通常この洗濯業務を専門になさっている会社にはこういう従業員はいらっしゃらないのかなと推測するのですが、

こういう原子力関係の業務を扱っている業者の中にはこういう資格を持っていらっしゃる方を多く持つ会社は何件かあるのでしょうか。

○野中課長 例えば酸素欠乏症につきましては、当研究所の中で、例えば配管とか電気の配線をしているトレンチがあったり、あと水をためるピット、こういうところが酸素欠乏対象のエリアになりまして、ここの清掃とか点検をやる場合は酸素欠乏の主任者を置かないとできないことになっていますので、今回の請負以外で所内に来ておられる業務請負の方もこの資格は持っておられると思います。あまり特別なものではございません。

○辻専門委員 ここで要求されている資格はいずれもそれほど特殊な資格ではなくて。

○野中課長 2日か3日、外部の講習にいけば得られる資格でありますので、特別なものではありません。

○辻専門委員 でしたら、今後の募集要項にも、それほど難易度が高くない資格であるということを簡単に書いておくと、参入者も増えるのかなと思いますので、ご参考にしていただけたらと思います。

○野中課長 今後はそのようにいたします。

○浅羽副主査 ほかはいかがですか。大丈夫ですか。

じゃ、私から1点。従前よりこの業務に関しましては最低価格落札方式を採用されていますけれども、総合評価落札方式にする予定などは特にございませんか。結構事業者さんからのご提案があったという報告をいただいたのですけれども、それをより積極的にするための手段の一つとして、総合評価落札方式も可能性としてはあり得るのかなと思ったのですけれども、そこまでのものではないということなののでしょうか。

○佐野課長 契約調整課の佐野でございます。総合評価落札方式は、ある程度高度な創意工夫的な比率がより高めのところでも運用しておりまして、こちらについてはそこまでのレベルは求めないというところで、最低価格にとどまっていると考えております。

○浅羽副主査 かしこまりました。ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、時間となりましたので、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の洗濯場・一般廃棄物管理施設の運転等に係る業務」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 ございません。

○浅羽副主査 どうもありがとうございます。

それでは、本日の審議を踏まえまして、終了する方向で監理委員会に報告することとい

たします。ご足労いただきありがとうございました。

(日本原子力研究開発機構退室)

— 了 —